

高槻市学童保育指導員採用候補者試験募集要項

令和 7 年 3 月
高 槻 市

高槻市では高槻市学童保育指導員（パートタイム会計年度任用職員）の採用候補者試験をこの要項のとおり実施します。

※ 令和元年度までの高槻市学童保育指導員（特別職非常勤職員）は、法律の改正により令和 2 年度から高槻市学童保育指導員（パートタイム会計年度任用職員）として任用することとなりました。

◆申込受付期間 令和 7 年 3 月 2 8 日（金）から令和 7 年 5 月 2 日（金）まで
◆試 験 日 令和 7 年 5 月 1 8 日（日）

1 募集職種、募集人数及び受験資格

(1) 募集職種	学童保育指導員
(2) 募集人数	3 2 人
(3) 受験資格	以下の①から⑩のいずれかに該当する人 ①保育士(市の区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。)を含む。)の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの ④教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者 ⑤学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者 ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する課程又はこれらに相当する課程を修了した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの（遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある人を行い、継続的とは、2 年以上当該業務に従事し、総勤務時間が 2,000 時間程度あること） ⑩5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

2 任用について

(1) 任用期間

1 年以内とし、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで）は超えないものとします。

※ 採用後 1 か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。

※ 業務の必要性や勤務成績に基づき、5 年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。

(2) その他

- ① 本職は常勤職員としての採用につながるものではありません。
- ② 国籍、学歴は問いません。
- ③ 地方公務員法第 1 6 条に定める次の欠格条項に該当する人は受験できません。

地方公務員法第 1 6 条抜粋

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 6 0 条から第 6 3 条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

(1) 任用期間	最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、おおむね令和7年7月1日以降に勤務していただく予定です。
	※採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。 ※任用期間は1年以内です。業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。
(2) 勤務地	高槻市内の各市立学童保育室
(3) 業務内容	学童保育室での保育業務に従事します。
(4) 報酬	高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の規定により定められた額を支給します。 月額報酬 7等級1号給 181,979円 (最高額 2等級10号給 222,249円) ※再度の任用を行う場合、昇給制度があります(最大4回)。 ※この他通勤費相当額(上限あり)、期末手当等が支給されます。また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。 【参考】期末手当年間2.45月分支給 (令和6年度実績) 勤勉手当年間2.05月分支給 (令和6年度実績)
(5) 社会保険	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。
(6) 災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
(7) 勤務日・勤務時間等	勤務時間は、月曜日から金曜日は午後1時30分から午後6時30分、土曜日は午前8時30分から午後5時15分、学校長期休業日等は午前8時30分から午後6時30分(土曜日は午後5時15分)です。平日の延長保育を実施する学童保育室に勤務する指導員については、最長午後7時までの勤務となります。延長保育の実施状況、土曜日・学校長期休業日等の勤務時間の割り振りについては変動があります。※学校長期休業日等は時間外勤務が生じる場合があります。
(8) 休日	日曜日、祝日、年末年始
(9) 休暇	年次有給休暇のほか、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇などの休暇があります。
(10) 服 務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)

4 受験手続

(1) 受付期間	令和7年3月28日(金)～令和7年5月2日(金)※消印有効
(2) 申込先	〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市 子ども未来部 子ども青少年課(3月中は子ども育成課)
(3) 申込方法	受験申込みは下記の書類を次の書類に自筆記入し、受付期間内に郵送により提出してください。
(4) 提出書類	①別紙「試験申込書」 ②別紙「受験票」 ※①②には同一の写真(裏面に氏名記入)を貼付してください。 受験票の返送のため、宛先と氏名を記入した返信用封筒に110円切手を貼付し、必ず同封してください。なお、申込書・受験票は本市ホームページからダウンロードし、A4白色用紙に印刷し使用してください。窓口でも配布しています。
(5) その他	身体等の事情により受験に際し配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応いたしますので申込受付時にお知らせください。

5 試験内容・日時等

試験日	令和7年5月18日（日）
持ち物	受験票
試験内容	作文試験・面接
日時	作文試験：午前9時から午前10時まで（60分） 作文試験後、受験番号順に同日中に再集合時間を設定の上、面接試験を行います。
試験会場	市庁舎総合センター14階会議室

6 合否通知

日時	令和7年6月上旬（予定）
方法	受験者全員に郵送で通知するほか、市ホームページに掲載

7 その他注意事項

- （1）本市からの発送物は申込書に記載された現住所宛に送付します。
- （2）申込書に記載された情報は、当該採用候補者試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- （3）試験当日は、必ず定刻までに集合してください。また、自動車での来場はご遠慮ください。
- （4）令和3年度以降の試験問題を市役所本館1階行政資料コーナーにて公表しています。ただし、試験の出題内容等は毎年度変更しています。参考としてご覧ください。
- （5）この募集要項、申込用紙等は、子ども青少年課（市役所総合センター7階）で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- （6）受理した書類は、一切お返しできません。
- （7）その他不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

8 問合せ先

高槻市子ども未来部子ども青少年課（市役所総合センター7階、6月から8階に移転します）

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL：072-674-7656

※学童保育指導員の採用に係る事務は令和7年3月31日まで子ども育成課が所管し、令和7年4月1日から子ども青少年課が所管します。